

浜松市浜北文化センター管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市浜北文化センター条例(平成17年浜松市条例第255号。以下「条例」という。)第2条で規定する浜松市浜北文化センター(以下「文化センター」という。)の適正な管理のために必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 浜松市浜北文化センター条例施行規則(平成18年浜松市規則第106号。以下「規則」という。)第3条第1項に規定する施設の利用の許可を受けようとするものとは、15歳以上(ただし中学生を除く。)の団体の代表者をいう。

(生涯学習関係団体の認定)

第3条 別表1に掲げる団体については、条例の別表の2の備考の1の規定による認定を受けたものとする。

2 前項に規定するもののほか、規則第5条の2の規定により認定を受けようとする者(以下「認定申請書」という。)は、当該団体の活動拠点となる文化センターに、生涯学習関係団体認定(更新)申請書(様式第1号)に生涯学習関係団体調書(様式第2号)団体の会則又は規約、収支予算書及び事業計画書、役員名簿及び会員名簿を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第2項に規定する申請書の提出があったときは、次の各号に定める基準によりこれを審査し、適当と認めるときは、生涯学習関係団体認定(更新)名簿(様式第3号)に登録するとともに、その旨を認定申請者に生涯学習関係団体認定(更新)結果通知(様式第4号)により申請書を受け付けた日から30日以内に通知する。

(1) 法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で営利を目的とせず、社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に基づく事業のみならず、条例第1条に基づく事業を行うことを主たる目的とすること。

(2) 団体の人事、事業及び財産運営が、その団体自身の自発的意思により行われること。(団体の上部組織・講師からの圧力・干渉により、その運営が影響されるものであってはならない。)

(3) 団体活動の本拠としての事務所、独自の財産、経理及び意思決定機関又はこれに準じる機関を有すること。

(4) 会則又は規約を設け、その内容に次の事項が規定されていること。

ア 団体の名称

イ 団体の目的・活動・事業

ウ 団体の所在地

エ 会員の資格要件及び加入方法(目的に賛同する者は誰でも加入できること。)

オ 役員名及びその任期並びに選出方法

カ 団体の意思決定機関(総会・役員会等)

キ 会計・会費・監査に関する事項

(5) 10人以上(市長が特に認めるときは5人以上)の15歳以上の社会人を構成員とし、特定の企業の従業者のみでないこと。

(6) 定期的、継続的に活動する団体(年間計画に基づき概ね月1回以上文化センターで活動する団体)であること。

(7) 団体の名称は、生涯学習関係団体としてその活動内容にふさわしいものであって、企業、流派、講師、宗派名などを用いていないこと。

(8) 活動拠点となる文化センターの諸事業に協力的であること。

(認定の有効期間)

第4条 生涯学習関係団体(別表1に掲げる団体を除く。)の認定の有効期間は5年とする。ただし、新規に認定した場合の最初の有効期限は、既認定団体の直近の有効期限の満了日までとする。

2 有効期間を更新しようとする者は、有効期間満了日の2月前から有効期間満了日までの間に、生涯学習関係団体認定(更新)申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。この場合において前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(生涯学習関係団体調書記載事項の変更)

第5条 生涯学習関係団体の認定を受けた者が届け出た生涯学習関係団体調書(様式第2号)の記載事項の代表者、連絡先及び活動内容に変更が生じた場合は、遅滞なく生涯学習関係団体調書記載事項変更届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(認定の取消)

第6条 生涯学習関係団体の認定を受けた者が、その認定の取り消しを受けようとする場合は、生涯学習関係団体認定取消届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、生涯学習関係団体の認定を受けた者が前項に定める届けを提出したとき又は次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すものとし、生涯学習関係団体認定(更新)名簿(様式第3号)から削除するとともに生涯学習関係団体認定取消通知(様式第7号)により速やかに通知するものとする。

(1) 第3条第3項各号に掲げる認定審査基準に適合しなくなったとき。

(2) 虚偽の申請によって認定を受けたとき。

(3) 施設の利用に係る遵守事項を守らないとき。

(利用料金の減免)

第7条 規則第8条第1項に規定する条例第12条に規定する規則で定める場合とは、別表2、別表3に掲げる団体が利用する場合をいう。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、平成21年1月21日施行の浜松市浜北中央公民館における社会教育関係団体の認定に関する要綱（以下「旧要綱」という。）は平成26年3月31日をもって廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (第3条・第4条関係)

認定を要しない生涯学習関係団体(指定団体)は、下記のとおりとする。

	区 分	摘 要
1	ボーイスカウト連合協議会	地区協議会及び市内の団を含む。
2	ガールスカウト浜松市協議会	市内の団を含む。
3	浜松市子ども会連合会	委員会及び校区・単位子ども会を含む。
4	浜松市老人クラブ連合会	地区連合会及び単位組織を含む。
5	財団法人浜松市体育協会組織団体 ア 種目別競技団体 イ 浜松市中学校体育連盟 ウ 浜松市小学校体育連合 エ 校区体育振興会 オ 浜松市スポーツ少年団 カ 浜松市レクリエーション協会	財団法人浜松市体育協会は含まない。 オ 地区の種目別組織及び保護者の活動も含む。 カ 単位組織も準じる。
6	浜松市中学校文化連盟及び浜松市小学校文化連盟	
7	市内の保育園・幼稚園・小中学校及び高等学校などのPTA	高等学校などにあつては市内在住者からなる地区会も準じる。
8	ユネスコ協会	
9	総合型地域スポーツクラブ	
10	浜松市青少年健全育成会連絡協議会及び市内の中学校区青少年健全育成会	

別表2 (第7条関係)

利用料金を全額免除する団体(免除団体)は、下記のとおりとする。

	区 分	摘 要
1	浜松市自治会連合会	単位自治会で構成される連合体であり、地区・区・浜松市の各自治会連合会をいう。
2	地区コミュニティ協議会	地域の振興及び地域の課題の解決を図ることを目的とする団体のうち市長が別に定めるものをいう。

別表3 (第7条関係)

利用料金を生涯学習関係団体と同額に減額する団体は、下記のとおりとする。

	区 分		摘 要
1	身体障害者、知的障害者、精神障害者の団体	身体障害者、知的障害者等の施設の利用に伴う観覧料等の減免手続きの取り扱いに関する要綱により認定された団体	市長が別に定めるところにより認定する身体障害者、知的障害者、精神障害者又は高齢者の団体が利用する場合(規則第8条第1項第1号、第2号ア)
2	高齢者の団体	高齢者等の施設の利用に伴う観覧料等の減免手続きの取り扱いに関する要綱により認定された団体	
3	市内の各町自治会		自治会が利用する場合(規則第8条第1項第2号イ)
4	市内の地区社会福祉協議会		市の施策と一体となって地域福祉の向上又は地域の安心若しくは安全に取り組んでいる団体のうち市長が別に定めるものが利用する場合(規則第8条第1項第2号工)
5	浜松市遺族会	地区支部も含む。	
6	浜松市自主防災隊連合会	地区連合会も含む。	
7	静岡県交通安全協会	浜松地区にあるもの。	
8	警察署地域安全協議会及び交番連絡会	活動団体に浜松市内を含んでいる団体	
9	浜松市保護司会	区保護司を含む。	
10	浜松市民生委員会・児童委員協議会	区協議会、地区協議会を含む。	
11	浜松市人権擁護委員連絡協議会及び浜松市人権擁護委員協議会		
12	浜松市消防団	支団、方面隊、分団を含む。	市民の福祉の向上又は市民の安心若しくは安全に係る法令等に基づき設置され、又は活動している組織で市の施策と一体となって活動しているもののうち市長が別に定めるものが利用する場合(規則第8条第1項第2号オ)
13	浜松市水防団	分団を含む。	
14	浜松市体育指導委員連絡協議会	区体育指導委員連絡協議会を含む。	
15	市内の婦人会	類する団体を含む。	

平成 年 月 日

生涯学習関係団体認定（更新）申請書

（あて先） 浜松市長

番号
（予約システム利用者は利用者カード番号）

					-						
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

申請者 団体名称 _____

代表者 住 所 _____

氏 名 _____

電話（自 宅） _____ - _____

電話（勤務先） _____ - _____

浜松市浜北文化センター条例施行規則第5条の2の規定に基づき、生涯学習関係団体の認定（更新）を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

1 添付書類

- 生涯学習関係団体調書
- 団体の会則又は規約
- 収支予算書及び事業計画書
- 役員名簿及び会員名簿

役員名簿には、役職名、住所、氏名、年齢、職業（差し支えなければ勤務先）及び電話番号があること。
会員名簿には、住所（番地は不要）、氏名、年齢及び電話番号（差し支えなければ）があること。

生涯学習関係団体調書

浜北文化センター

番号(予約システム利用者カード番号)										種目、細目(文化・スポーツ)
--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------------

A フリガナ 団体名										
B 代表者	フリガナ 氏名									
	住所	〒	-							
	TEL	-	-	FAX	-	-				
C 連絡先	フリガナ 氏名									
	住所	〒	-							
	TEL	-	-	FAX	-	-				
D 会員数	人 (うち市内在住・在勤 人)									
E 活動内容										
F 主な 利用目的	1 知識・技術の向上 2 親睦 3 体力づくり 4 会議 5 その他()									
G 設立年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日 設立									
H 活動日										
I 会費	1ヶ月 円 又は 年間 円 (会員1人当たり)									
J 入会条件	有 ・ 無 (有の場合記入)									
* 講師 有・無	氏名									
	住所									
	TEL	-	-							
講師謝礼 1時間当たり 円										
* その他 (流派等)										
* 他の市施設 の利用状況	施設名	_____	_____	_____						
活動日 _____										

生涯学習関係団体認定（更新）結果通知

（団体名） 様

浜松市長

平成 年 月 日付けで申請のあった生涯学習関係団体認定（更新）の結果について、次のとおり通知いたします。

認定結果 更新結果	可 ・ 否										
フリガナ 団体名											
番 号 （予約システム 利用者は利用者 カード番号）	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>-</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>						-				
				-							
代 表 者	フリガナ 氏 名										
	住 所	〒 -									
	T E L	- -									
認定（更新） 年月日	平成 年 月 日										
理 由											

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(あて先) 浜松市長

生涯学習関係団体調書 記載事項変更届

番号(予約システム利用者カード番号)												種目、細目(文化・スポーツ)
--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------------

A フリガナ 団体名												
B 代表者	フリガナ											
	氏名											
	住所	〒 -										
	TEL	- -				FAX	- -					
C 連絡先	フリガナ											
	氏名											
	住所	〒 -										
	TEL	- -				FAX	- -					
E 活動内容												
F 変更日 及び 変更内容	平成 年 月 日											
G 届出者	住所											
	氏名											
	電話番号											

生涯学習関係団体認定取消通知

（団体名） 様

浜松市長

浜松市浜北文化センター管理要綱第6条第2項により生涯学習関係団体認定を取り消し、次のとおり通知いたします。

フリガナ											
団体名											
番号（予約システム利用者は利用者カード番号）	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td>-</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						-				
			-								
代表者	フリガナ 氏名										
	住所	〒 -									
認定取消 年月日	平成 年 月 日										
取消理由											

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。